

# お知らせ

## ■ 工事に係る「最低制限価格」の設定基準等の一部改正について

苫小牧港管理組合においては、200万円を超える工事等の請負契約に係る競争入札を行う場合には、原則として最低制限価格制度を適用しております。

このたび、工事に係る委託業務について当該制度における設定基準を北海道の改正に準拠して一部改正し、平成24年10月26日以降に行う入札から適用することとなりましたのでお知らせします。

### 【 委 託 】

改正前	一部改正（設計（土木））
予定価格の10分の6（地質調査は3分の2）から10分の8（地質調査は10分の8.5）までの範囲内で、次に掲げる額の合計に100分の105を乗じた額	
設計（土木） ①直接業務費＋技術経費×0.6＋諸経費×0.6 ②（直接業務費＋技術経費）×1.28 ①と②を比較し、高い額で設定	(ア) 設計（土木） ①直接人件費＋直接経費(※1) ＋ ②その他原価(※2)×0.9 ＋ ③ 一般管理費×0.3  ※1 直接経費は、業務処理に必要な経費の内、積上計上分（事務用品費等） ※2 その他原価は、間接原価及び直接経費（率計上分）
・ 測量 直接測量費＋測量調査費＋諸経費×0.4	
・ 地質調査 直接調査費＋間接調査費×0.9＋解析等調査業務費×0.75＋諸経費×0.4	
・ 設計（建築） 直接人件費＋特別経費＋技術料等経費×0.6＋諸経費×0.6	(イ) 設計（土木） ①直接業務費＋技術経費×0.6＋諸経費×0.6 ②（直接業務費＋技術経費）×1.28 ①と②を比較し、高い額で設定 [主な工種] 補償物件調査 等

